

犯罪収益移転防止法における本人確認書類として 被保険者証等を用いる場合の留意事項について

健康保険法等の一部改正により、**被保険者記号・番号、組合員等記号・番号、保険者番号等**（以下「**被保険者等記号・番号等**」という。）について、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止する「**告知要求制限**」の規定が設けられました（令和2年10月1日施行）。

今後、本人確認書類として各種被保険者証等（※）を用いる場合、「**告知要求制限**」に抵触しないよう以下の点に留意する必要がありますので、ご案内いたします。

（※）国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証等

○ 被保険者証の提示

各種被保険者証の提示を求めるることは可能。ただし当該被保険者証の被保険者等記号・番号等を**書き写さない**ようとする。また当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施した上で確認記録に添付する。

○ 記録事項

確認記録における記録事項（犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項第17号）として、各種被保険者証等の**名称**に加えて、**発行主体**及び**交付年月日等**を記録する。

○ 被保険者証の写しの送付

各種被保険者証の写しの送付を受ける場合、あらかじめ顧客等に対し被保険者等記号・番号等に**マスキングを施す**よう求め、マスキングを施された写しの送付を受ける。また、被保険者等記号・番号等にマスキングを施されていない写しの送付を受けた場合、被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施した上で当写しを確認記録に添付する。

（令和2年7月27日付 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長から犯罪収益移転防止法共管省庁担当課長宛て事務連絡「犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として各種被保険者証等が用いられた場合の被保険者等記号・番号等の取扱いに関する留意事項等について」より抜粋）

※ 各種被保険者証等の名称とは：「健康保険被保険者証」「共済組合 組合員証」等

※ 写しを添付するなら、確認記録への記載を省略できる。写しの添付は必須では無い。

※ 被保険者証等にQRコードに印刷されている場合、マスキングを施す必要がある。

以上